運営規定

社会福祉法人　豊光福祉会
デイサービスセンター望海荘

デイサービスセンター望海荘　運　営　規　定

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人　豊光福祉会が開設するデイサービスセンター望海荘（以下「事業所」という。）が実施する指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業・第一号通所事業（以下「通所介護事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「通所介護従事者等」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な通所介護事業を提供することを目的とする。

（事業の方針）

第２条　本事業は、利用者が要介護状態等になった場合において、利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して行う。

１　通所介護事業の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことが出来るよう必要な援助を行う。

２　通所介護事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法について、理解しやすいように説明をする。

３　通所介護事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

４　通所介護事業は、常に心身の状況を的確に把握しつつ、相談助言等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、つぎのとおりとする。

１　名　称　社会福祉法人　豊光福祉会　デイサービスセンター望海荘

２　所在地　福岡県豊前市大字松江 991 番 9

（従業員の種類、員数、及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

１　管理者　１名

通所介護従事者等の管理及び職務の管理を一元的におこなうとともに、従業者に法令等の規定を厳守させるために必要な指揮命令を行う。また、通所介護計画の策定を行う。

２　生活相談員　１名

関係機関との連絡・調整、及び利用者の相談・助言当を行う。

3　看護職員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２名以上
利用者の健康管理、それに伴う必要な処置を行う。

4　介護職員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３名以上
食事や入浴等の提供を行う。

5　機能訓練指導員　　　　　　　　　　　　　　　　　２名以上
機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1　営業日　　　　　　月曜日・水曜日・金曜日・土曜日とする。
ただし、1月1日から1月3日までを除く。

2　営業時間　　　　　午前9時00分から午後5時00分までとする。

3　サービス提供時間　午前9時15分から午後4時30分までとする。

（通所介護事業の利用定員）

第６条　事業所の利用定員は次のとおりとする。
1　利用定員　　１日　　２５名

（通所介護事業の内容及び利用料その他の費用等）

第７条

1　通所介護事業の内容は次のとおりとする。
①　通所介護計画の作成
②　日常生活上の相談、助言、世話
③　日常生活動作の介護（身体介護）
④　機能訓練
⑤　健康管理
⑥　送迎
⑦　入浴、食事の提供

2　通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。
ただし、介護保険負担割合証の利用者負担の割合によるものとする。

3　次の各号に要した費用の額を実費徴収する。
①　食事代、おむつ代
②　通常の実施地域以外の送迎に係る交通費　徴収しない
③　通所介護及び指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

4　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書（記名押印）をうけることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

1　実施地域　豊前市の区域

（サービスに当たっての留意事項）

第９条　サービスに当たっての留意事項は次のとおりとする。

1　利用者はサービス利用時、被保険者証及び介護保険負担割証を提示するものとする。

2　利用者は利用料納付について　事業者の定めた日に納付するものとする。

3　利用者は、サービス利用契約書内容を厳守するものとする。

（衛生管理及び感染症対策）

第10条　事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

1　事業者は感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね６ケ月に１回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2　事業所における感染症の予防まん延の防止のための指針を整備する。

3　事業所は、従業者に対して、感染症の予防及びまんの延防止のための研修及び訓練を定期的に（年に１回以上）実施する。

（緊急時等における対応方法）

第11条　事業所従業者等は、通所介護事業実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条　事業者は非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2　非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年２回避難、その他必要な訓練等を実施します。

3　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるように連携に努めます。

（虐待の防止）

第13条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

1　虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2　虐待の防止のための指針を整備する。

3　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年１回以上）実施する。

4　上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

（従業者の質の確保）
第14条　事業者は、従業者の資質向上を図るために、その研修の機会を確保します。

2　事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

（業務継続計画の策定等）
第15条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年１回以上）実施します。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

（苦情処理）
第16条　事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2　事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文章の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行ない報告します。

3　事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、福岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、福岡県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行ない報告します。

（職場におけるハラスメント）
第17条　事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第18条　本事業所は、通所介護事業従業者等の質的向上を図るため研修を次のとおり設けるものとし、また事業体制を整備する。

1　採用時研修　採用後3ヶ月以内

2　継続研修　　年1回以上

3　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

5　この規定に定める事項の他運営に関する重要事項は、社会福祉法人　豊光福祉会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年　4月1日から施行する。

この規定は、平成15年　4月1日から施行する。

この規定は、平成17年10月1日から施行する。

この規定は、平成18年　4月1日から施行する。

この規定は、平成24年　4月1日から施行する。

この規定は、平成25年　4月1日から施行する。

この規定は、平成30年　8月1日から施行する。

この規定は、令和元年　１０月1日から施行する。

この規定は、令和6年　4月　1日から施行する。